

## 喫煙可能室（店）設置施設に関するチェックリスト

<input type="checkbox"/>	1 下記の喫煙可能室（店）設置要件全てに該当する。（下記全て）
<input type="checkbox"/>	(1) 2020年（令和2年）4月1日時点で既に営業している飲食店である。 ※ 届出書に営業許可番号、営業許可日の記載
<input type="checkbox"/>	(2) 客席面積が100㎡（約30坪）以下である。（          ㎡または          坪） ※ 「客席」とは、飲食をさせるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分
<input type="checkbox"/>	(3) 資本金の額又は出資総額が5千万円以下である。 ※ 一つの大規模会社が、発行済株式又は出資総額又は総額の1/2以上を有する場合や大規模会社（複数社）が、発行済株式又は出資総額又は総額の2/3以上を有する場合を除く
<input type="checkbox"/>	(4) 上記(1)から(3)の要件に該当する旨を示す書類を保管している。（下記全て）
<input type="checkbox"/>	① 2020年（令和2年）4月1日以前に営業していたことが分かる書類 例；飲食店の営業許可証の写し等施設・開店等年月日が分かるもの
<input type="checkbox"/>	② 床面積に関わる書類（客席面積が分かるもの） 例；店舗図面等
<input type="checkbox"/>	③ 中小企業又は個人経営であることが分かる書類 例；資本金額や出資総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等
<input type="checkbox"/>	2 喫煙可能室は技術的基準に適合している。（下記A又はBの項目全て）
A	《喫煙可能室の技術的基準》 <u>施設の一部</u> に喫煙可能室を設置する場合 ※ 脱煙機能付き喫煙ブースを設置した場合は、下記(3)の事項はチェック無で、 <u>裏面チェックシート全て</u> チェックが入ること。
<input type="checkbox"/>	(1) 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上ある。
<input type="checkbox"/>	(2) たばこの煙が喫煙可能室の外へ流出しないよう壁・天井等によって区画されている。
<input type="checkbox"/>	(3) たばこの煙が施設の屋外に排気されている。
B	《喫煙可能店の技術的基準》 <u>施設の全部</u> を喫煙可能室とする場合
<input type="checkbox"/>	たばこの煙が店外へ流出しないよう壁・天井等によって区画されている。
<input type="checkbox"/>	3 標識を掲示する。（下記A又はBの項目全て）
A	《喫煙可能室の標識》 <u>施設の一部</u> に喫煙可能室を設置する場合
<input type="checkbox"/>	(1) 喫煙可能室の出入口に「喫煙可能室」の標識を掲示する。
<input type="checkbox"/>	(2) 施設の出入口に「喫煙可能室設置施設」の標識を掲示する。
B	《喫煙可能店の標識》 <u>施設の全部</u> を喫煙可能室とする場合
<input type="checkbox"/>	喫煙可能店の出入口に「喫煙可能店」の標識を掲示する。
<input type="checkbox"/>	4 次の注意事項を確認した。
<input type="checkbox"/>	(1) 喫煙可能室には、20歳未満の方は立ち入ることができないため、店内の全部を喫煙可能室とした場合は、客・従業員であっても20歳未満は入店できなくなる。
<input type="checkbox"/>	(2) 営業について広告や宣伝をするときには、喫煙可能室を設置していることを明示しなければならない。
<input type="checkbox"/>	5 届出書は、記入漏れがないか確認した。

令和      年      月      日

施設名称（店舗名）	
所在地	

(裏)

《喫煙可能室の技術的基準》 施設の一部に喫煙可能室を設置する場合で、脱煙機能付き喫煙ブースを設置した場合のチェックリスト

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 1 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上ある。   |
| <input type="checkbox"/> 2 当該喫煙ブースから排出された気体が室外に排気されるようになっている。                               |
| <input type="checkbox"/> 3 当該装置により浄化され、室外に排気される空気中における浮遊粉じんの量が0.015mg/m <sup>3</sup> 以下である。 |